

# 性暴力，植民地支配，日米同盟

——女を乱用する支配——

チョン ヨンヘ  
鄭 映恵

## 1. 性暴力としての「慰安婦」問題と出会う

1985年3月1日、私は指紋押捺拒否をしました。

大学を卒業するまでの私は自分自身が闘うことを避け、誰かが傷つきながらも闘って世の中を変えてくれることを、ただ待っていました。しかし、「安全地帯」に身を置いていたつもりが、そうした保身こそが自分を追い詰め、真綿で首を絞めるように窒息させていき、就職はおろか就職活動すらできなくなっていたことに気がついたからでした。

しかし、民族差別に反対して指紋押捺制度の廃止を訴え、駅前で街頭署名を集めていた時、反動的な男性に罵倒され、口論になりました。指紋押捺拒否したことが新聞記事に出ると、佐世保の右翼から脅迫状が届きました。普段の日常生活では見えなかった“殺意”に取り囲まれて生きていることに直面し、私はこの日本で生きていくことが怖くなりました。それでも、見て見ぬふりして何事もなかったかのように生きられる日本人が信じられなくなりました。心の中では何を考えているのかわからない「敵」に取り囲まれて「一人」生きる恐怖、誰が敵か味方かわからない不安、に飲み込まれていきました。

その後、主権者の自覚もなく、植民地支配の公式陳謝や戦後補償の立法化に自ら立ち上がるとうとしない日本人を、友人として信じることができなくなりました。1989年「天皇の代替わりに際し、万歳三唱して祝うこと」に反対して、広島市の平和公園で一人ハンガーストライキを行ないました。そして、知り合いという知り合いに天皇制に反対する手紙を送りました。返事をくれたのはたった二人。小学校の友人と、大学一年生の時の生物の先生でした。その時、私の手紙に何の応答もくれなかった人々とは、疎遠になりました。

1988年、今はもうなくなった雑誌『朝日ジャーナル』に、「日本国は朝鮮と朝鮮人に対し、公式陳謝せよ」という意見広告を掲載する運動に私は加わりました。中心メンバーは京大熊野寮に住んでいた宋斗会そうとかいさんです。ある日、宋さんから「これから公式陳謝を求めて日本国を訴えるから、韓国に行って原告になる人を探して来てほしい」と言われました。当時、私は広島修道大学専任講師で、担当科目「韓国朝鮮文化論ゼミナール」の学生を引率して、年二回は関釜フェリーで訪韓していました。ところが、これだけ日帝による被害が言われながら、軍人・軍属として駆り出された当事者や遺族を見つけるのは簡単ではありませんでした。日本の戦争に加担した者と見られることを避けてか、あまり進んで日本軍に所属していたことを、人に言いたがる人はいなかったのです。

下関の趙健治ちようけんじさんから情報を得て、やっと“太平洋戦争犠牲者遺族会”に辿り着いたのは1990年3月1日のことでした。そこには、日本の戦争に駆り出された結果、失明した人、腕や

足を失った人、夫が徴兵されたときり消息不明となり今も待ち続ける妻などが大勢いました。

「戦死したのなら、いつどこでなくなったのか知りたい。そうしたら命日がわかり、祭祀ができるから」と涙ながらに訴えていました。大切な人を亡くしたことで、深い悲しみと貧困に見舞われ、夫を「供養」することもできずにいました。一人一人の戦争は未だ終わっておらず、話を聞いては胸をえぐられるような悲しみで涙が止まりませんでした。

大分の青柳敦子さん、下関の趙健治さん、京都の小野弁護士、田中宏先生らと、韓国各地にあった太平洋戦争犠牲者遺族会の各支部を回り、「日本国を訴える裁判を集団で起こし、死ぬ前に一度でも、日本に対し言いたいことを言う機会をもたないか。」と呼びかけてまわりました。目的は、「日本国の責任における、真相究明、公式陳謝、(単なる補償ではなく)賠償」でした。公式陳謝とは、晩餐会の席で「遺憾の意」を表明することではなく、「二度と過ちを繰り返さない」ための誓いであり、その宣言と過去の賠償を行うためには、被害者への言葉がけだけでなく、必然的に立法措置を伴うものです。そして、立法措置に基づく金銭的補償が不可欠でした。

公式陳謝をするとしたら、当然のことながら、「誰が、いつ、誰に対し、どのような加害をしたのか」を明らかにする必要があります。宋さんは「真相究明と言っても、いつ誰が何回どの慰安婦を強かんしたかなんて、おそらく明らかにできないだろう。だからこそ、天皇が慰安婦に直接会ったことがたとえ一度もなかったとしても、天皇はその責任を免れることができない。加害者を特定できないなら、その分、責任者を処罰するしかないからだ。何と言っても、天皇は最高責任者だったんだから」と何度も言っていました。日本愛国党の赤尾敏も「天皇陛下に戦争責任がないなんて言ったら、それこそ天皇陛下に対して失礼になる」(『朝日新聞』、1990年2月3日夕刊、12頁『週刊朝日』1990年2月2日号)と断言してから死にました。天皇はお飾りや操り人形ではなく、まぎれもなく最高責任者だったのですから。

その意味で、2000年「女性国際戦犯法廷」の判決は、私にとって至極当然であり、全く違和感がありませんでした。むしろ、異様だったのは、判決に対する一部日本社会の反応でした。時の権力に正当性を付与する装置である天皇制。「天皇は不可侵だ」と教えることで「権威ある者には決して逆らわない」心性を国民に植え付けてきた天皇制。権威であり、権力正当化装置である天皇に有罪判決を下すということは、自らの権力に正当性がないことを実は誰よりも知っている権力者にとっては、許し難いことであつたろう。それは、「王様は裸だ」と指さすのと同様だからです。

多くの同胞を先の戦争で亡くしながらも、戦争責任に触れたがらない日本国民の中に、未だ色濃く存在するのが天皇制です。あれだけの戦争とその責任に対して、一部の人を除き、多くを語らずに日常生活を過ごす日本社会が私には不可思議です。

もちろん、戦争責任は天皇だけにあるわけではありません。疑義をはさまない「暗黙の了解」「以心伝心」を美德として、「長いものに巻かれろ」「寄らば大樹の陰」「郷に入れば郷に従え」「勝てば官軍」と、「空気を読んで」そこから外れないこと＝同化していくことをよしとするのが日本社会です。自ら率先して権力構造に同調(加担)していくことが「当たり前」であるようです。自分の意見を表明することは、「場の空気」に流されない宣言＝「追従しない」ひいては「同調しない」「敵対している」とまで見なされる場合があります。自分の意見を表明することは何かを得るよりも、リスクを負うことになりかねません。自律した一個の人格として、個性と差異

を尊重し合う前提からは程遠いのが日本社会です。こうして、「タブーを不問に付す」ための装置、天皇制は今も日本社会を蝕み続けています。

1991年になると太平洋戦争犠牲者遺族会では、日本から行った私たちの呼びかけに応じて、多くの人が原告に名乗りを上げることになりました。私が年下の在日「同胞」であり、言葉が通じる気安さからか、数名の会員から「訴えたらいくらもらえるのか」とこっそり聞かれました。私は「残念ながら、この裁判は裁くための法律すら未だないのだから、勝訴はあり得ない。しかし、多くの人の声を上げれば、その証言は裁判記録として公式に残されること、それが多くなればなるほど、裁判を超えて、日本政府が自ら公式陳謝・賠償せざるを得ないこと、それが狙いだ。」と説明しました。しかし、十分理解はされませんでした。また、次第に日本に何をどこまで期待するかをめぐり、会員間に分裂が生じ、そのどちら側にも立てない私としては、大変困惑しました。これまで散々苦勞の連続だった被害者や遺族が、裁判を起こすことで仲間割れしていくのを見るのは辛いことでした。

後に、戦後賠償の運動に関わったことが、私のアイデンティティに大きな影響を及ぼしたことを知りました。多くの戦争犠牲者を目の前にして、「在日朝鮮人2・5世」である私は、日帝による「被害当事者」でも、加害当事者でもないとは思えました。では、何者なのか。私は何のために、どの位置から、戦後賠償を求めるのか自問自答しました。すると、私に見えてきたのは、日本人の「原罪」として喉に刺さり続けてきた過去の歴史、植民地支配とその残滓である日本人の民族差別を、心底払拭したいという強い願望でした。日本人を信頼して、安心して生きていけるような日本社会をつくりたい。日本人に良心があることを確かめたい。それは「日本人の一人」としての願いでした。「私が日本に住み続けたい、日本市民の一人であること」を物語っていました。

ちょうどその頃に「元慰安婦だった女性が、名乗り出て訴えを起こしたいそうだと当時太平洋戦争犠牲者遺族会代表の梁順任ヤンスニムさんから聞かされました。それが金学順キムハクスンさんでした。しかし、彼女への周囲の対応は、他の被害者と大きく異なっていました。その被害を明らかにすることは測定不可能なほど衝撃力は大きいですが、被害にあった事実内容については声を潜めて公にできないという異様な空気。金学順さんを取り込んで「自分だけのスクープ」にしようとする野心や、元「慰安婦」への偏見・揶揄などが渦巻き、関わる人々が互いに疑心暗鬼になっていきました。折しも会員間の分裂が決定的になっていたことで、運動にとまどいを感じていた私は、あの異様な雰囲気と直面してさらに動揺しました。それ以上渦中に分け入る「野心」も持たずにいたことで、不本意ながら運動から離れる決意をしました。その直後に、金学順さんが名乗りを上げ、怒涛のように「慰安婦」問題は社会に波紋を広げていきました。

韓国社会では「結婚しないで子どもを産むなんてふしだらだ」という意識が強く、日本社会以上に貞節にこだわっていました。韓国にいた私の知人が、結婚できない相手を好きになり、妊娠したことをきっかけに1984年自殺してしまいました。果たして貞節とは命より大切なものなのか。世間に渦巻く貞操観念と家父長制の強さに直面し、「慰安婦」にされた女性たちが、なぜ名乗りを上げることができなかったのか、被害者なのになぜ社会から排除されたのか、私なりに理解することになりました。

問題は、どうしたら「慰安婦」問題を告発しながら、彼女たちへの二次被害をなくすことが

できるか、でした。そのためには、彼女たちを矢面に立てて闘うのではなく、つまり「彼女たちの証言」に頼らずに、この問題の本質をつかむ運動はないか。それこそ、私たちが闘うべきものではないかと思いました。

それは、家父長制や性暴力との闘いでした。それは、被害にあった彼女たちだけを当事者とするのではなく、家父長制による貞操観念と、性暴力が渦巻く社会を生きる、私たち自身を当事者とする運動にしなければいけないと思いました。私たちは被害者になりうると同時に、性暴力や家父長制を温存助長する加担当事者でもあることを自覚して運動を展開する必要がありました。そうでなければ、「一部の良心ある人々が、かわいそうなおばあさんを助けてあげる運動」にはなりえても、広く大勢の人々とともに自分の問題として解決に向かうことは難しいでしょう。それでは、女性差別者や民族主義者が起こす「慰安婦」問題でのバックラッシュを防ぐことは困難だろうと思いました。

「慰安婦」問題を、植民地支配清算としての戦後賠償問題や、民族差別問題としてのみ位置づけることが、私には難しくなりました。なぜなら、私にとってそれは、韓国社会に蔓延していた「慰安婦」への偏見・差別・二次被害を目撃したことから始まったからです。仮に日本国が公式陳謝をしたとしても解決せずに残る問題、つまり、韓国朝鮮社会にある貞操規範と女性観（今風に言えば、ジェンダー規範とジェンダー秩序）をどうしたら変えたらいいのに向かいました。

1988年だったと思いますが、日本の新聞に「同世代女性が挺身隊として狩り出されていって何があったのか、尹貞玉ユンジョンオクさんが調査を始めた」（『朝日新聞』1988年8月18日朝刊、3頁）という記事が出ました。それを頼りに、尹先生に手紙を出しましたが、うまく届かなかったようで、連絡もとれないまま、先に太平洋戦争犠牲者遺族会に辿り着きました。後に挺対協となる女性たちに先に出会っていれば、私の言動も違ってきていたかもしれません。ですが、私がまず出会ったのは、戦争や植民地支配の被害にあい筆舌に尽くしがたい経験をしながら、同時に、民族主義と貞操観念を強く持ち、貞節を守れなかった女性の側に偏見を向ける人々でした。いや、むしろ筆舌に尽くしがたい被害を受けたからこそ、より一層、民族主義や貞操観念が強まってしまったと言えそうです。

## 2. 日本軍性奴隷を発想した女性観を克服する

と同時に、どうして日本軍は戦時性奴隷を連れまわすというアイデアを発想しえたのだろうか？という問いに解が見つからないと、「二度と起こさないためには、何をどうすべきか」が分かったことにはならないと確信していました。そして、加害者や責任者を処罰すると言っても、性暴力とは何で、どれほどの犯罪に当たるかを、適切に定めた法律がないならば、適確な処罰がなされるはずありません。

たとえば、最近の話では、山形のとある行政組合消防本部の職員3人が、2010年8月6日に知り合いの女性を集団で強かんした容疑で9月20日に逮捕されました。しかし、3人とも「無理やりではない」と容疑を否認したため、10月28日にはあっさり不起訴になっています。「不起訴となったが、事件に至るまでの反社会的行為は、組織全体の奉仕者としての信用を著しく傷つけた」（『読売新聞』2010年11月18日、山形版）として、11月17日に組合が3人をわず

か2～3カ月の停職処分にしただけです。

また、米軍基地周辺の性暴力に関わる問題にしても、「継続して多発」「加害者の逮捕・起訴・処罰の困難」「被害者の救済困難」が指摘されています。（藤月ゆき『女性史からみた岩国米軍基地～広島湾の軍事化と性暴力～』ひろしま女性学研究所，2010年10月25日）。しかし、日米地位協定の問題があるとはいえ、日本では不起訴になった米兵が、米軍の軍事法廷では一定の処罰を下されているケースも多く、あの米軍からも「日本の方がひどい」と言われてしまう現状です。ところが、実際は、この日本社会の性暴力容認のひどさを米軍は利用して「自分たちの方がましだ」と見せかけることで、在日米軍の駐留を正当化しているのです。日本の法律と性暴力に対する社会認識を変えない限り、適切な加害者処罰がとて望めないどころか、在日米軍の横暴すら止めさせることができないため、さらなる暴力と支配を呼び込んでいるのです。

日本社会では性暴力に関する認識が著しく低く、最近、強かん事件で無罪判決が続いています。女性が「抵抗できないほどの暴行や脅迫」を伴わない限り、「合意」があったと見なされるからです。これでは、「抵抗できないほどの暴行や脅迫」＝「殺されるほどの暴行や脅迫」がない限り「強姦罪には当たらない」ことになります。極端に言えば、「殺されてもしない限り、強姦罪は適用されない」ようです。

しかも、仮に強姦罪が適用されたとしても、その刑罰は命の重さに対して非常に軽微なものに過ぎないのです。こうした性犯罪を軽視する日本社会の意識を変えない限り、「慰安婦」にされた女性たちに与えた被害の大きさに見合う加害者処罰などありえないのです。

日本では、どうしてこれほど性暴力被害を過小評価し、その罪を軽視してきたのでしょうか？それは、日本社会に連綿と続く“女性観”に原因があります。江戸時代以前からの遊郭に象徴される“女性観”は、近代国民国家になって以降も、公娼制、からゆきさん、「慰安婦」、占領軍「慰安婦」、じゃばゆきさんと繋がっています。

富国強兵策をとりながらも、列強に伍して植民地支配に出る財力をもたなかった日本は、使い捨ての外貨獲得手段としてからゆきさんを騙してまで送り出し、海外進出拠点をつくり、その犠牲的な送金で故郷は食いつなぎ、日本国は外貨を得て、海外に侵略・植民地支配に出ていくことが可能となりました。

その後、兵士の不満のはけ口をつくる戦争遂行手段として、また支配する各民族の「純血性」を奪うことで民族集団を滅亡させようと考え、戦時性奴隷制をつくりました。それが、1945年、アメリカに敗れると一転して、占領軍に対し、日本人女性を集め「慰安婦」として提供したのです。かの七三一部隊の石井四郎は、A級戦犯であったはずなのに、ハルピンで繰り返し行った人体実験のデータをアメリカに売り渡して延命を図るのみならず、「内地」に戻った後、新宿区若松町の自宅を占領軍専用の慰安所に改造し、「占領軍に便宜をはかって」いました。

敗戦を経験した国は数々あれど、政府が命令し、警察署長の権限を使って、占領軍相手の慰安婦制度を自らつくった国は、日本以外にはないと、『国家による売春施設、占領軍慰安所』（新評論，1995年）の著者のうえせつこさんは指摘しています。しかも、1945年8月28日の占領軍上陸に間に合うよう、敗戦後日本が真っ先に行ったのが、RAA（Recreation & Amusement Association）の準備だったのです。RAA、当時の特殊慰安軍施設協会の設立宣言式は、8月28日に皇居前広場で行われ、政府と売春業者は女性たちを「進駐軍様慰安婦」と呼んだそうです。

当時の娼妓のうち1万3千人のうち1万1千人が占領軍慰安婦とされましたが、関東地区だけでも12万人といわれた進駐軍に対してはあまりに足りないからと、以下の広告を8月29日から31日まで銀座にも出しました。

「新日本女性に告ぐ。戦後処理の国家的緊急施設の一端として、進駐軍慰安の大事業に参加する、新日本女性の率先協力を求む。年齢18歳以上25歳まで。宿舎、衣服、食料など全部支給」「高給支給。前借にも応ず。地方よりの応募者には旅費を支給す。」(いのうえつこ『国家による売春施設、占領軍慰安所』新評論, 1995年)

震災で家も家族も全て失った日本女性を、人間として救うことより、「愛国的義務を課し、日本の防波堤の詰め石にして、その他の女性の安全を守る」ためだとして、人身御供にしました。当時の雑誌『りべらる』の記事によると、こうして狩り集められた女性が、ある地域では、「2～3カ月の間に病気になったり、気がちがったりして、半分ほどになった」「消耗品という言葉がぴったり当てはまるような、人間とは思えないことを強いられ、ポロ布のように死んでいった。」とあったそうです。

しかし、貧しく差別されていた部落女性に目を付けるなど、日本がこうして弱い立場の女性たちを占領軍に自ら提供した結果、占領軍による強かんはなくなるどころか、「戦勝国は敗戦国の女を意のままにしていなのだ」という考えをかえて強め、むしろ性暴力は助長されました。そして、外を出歩くと強かんされる恐れがあるから「婦女子は避難せよ」として、女子職員に3カ月分の給与を与えて解雇し、地方に避難させた自治体までありました。しかし、おそらく日本政府が守りたかったのは、「占領軍慰安婦にされなかった、その他の女性の貞節」ではなく、国体、つまり天皇の命乞いをするために、女性の命を占領軍に献上したのではないのでしょうか。また、戦地から戻る男性のためにポストを空けわたすよう、便乗して女性を解雇したケースもないとはいえません。

アメリカの新聞記者がこうした状況をアメリカに伝え、アメリカの女性団体や宗教団体からGHQに強い抗議が行われました。1946年1月7日、ポツダム宣言による基本的人権を理由に、GHQは日本政府に「娼妓」の準備をするよう要求しました。そして、1946年3月、占領軍と慰安婦の性病罹患率がひどくなったことで、RAAははじめ全ての慰安所への占領軍立ち入りが禁止されました。つまり、女性の人権より、占領軍に性病が蔓延する懸念こそが問題の核心であり、優先事項でした。

そのため、その後、1956年には売春防止法がつくられました。これは、買春や売春行為そのものを禁止せず、そのあっせん・強制・誘引する行為を禁止する不思議な法律です。つまり、在日米軍や日本男性が安全に買春できるように、性病検査を徹底するためにつくられた法律です。公娼制度は廃止したものの、「男性の性欲処理のはけ口をつくらないと、強姦が増えて素人女性の貞節を守れない」という相変わらずの強かん神話により、「お金を払って強姦する制度」をつくったのです。

ここには、「男性の性とはごみ処理のような、処理をすべきもの。一部女性はそれを受け入れるため犠牲にならなければいけない」「買春は、男らしさの証し」「買春してストレス解消する

のは、頑張った男へのご褒美」「強かんとは性欲本能によるもので避けられない」という誤った考えが一貫してあります。

「性暴力とは、性欲ではなく他者を支配する社会的な欲望で、人権感覚があればなくせるもの」という理解はありません。そして、1907年にできた強姦罪同様、1956年にできた売春防止法も「買春男性の利益」と貞操観念を守り、性暴力を温存助長する法律として、全く手つかずのまま今に至っているのです。

日本人はそのことをいったいどう思っているのでしょうか？ 私が調べた限り、からゆきさん、占領軍「慰安婦」は教科書に載っていません。「慰安婦」問題と並んで、これら歴史的事実も教科書に載せることで、日本の近代が、いかに女性への暴力と支配と搾取と乱用<sup>ab-use</sup>で成り立ってきたかが分かるからです。その事実を広く人々が知って、このようなことを二度と起こさないための歴史的教訓として、後世に生かすべきです。

決して、過去の話ではありません。これらの“女性観”は、1980年代以降のじゃゆきさん、現代のDV、職場・学校等でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力へと連綿と引き継がれているのです。現在、女性が不本意退職する理由の第一位は、結婚・出産ではありません。圧倒的にセクシュアル・ハラスメントが理由です。有能で意思表示をはっきりする女性ほど、「生意気だ」と性的嫌がらせを受け、排除されようとしています。

「14人に一人の女性がレイプされた経験があり、三人に一人の女性が何らかのDVに遭っており、22人に一人がDVで命の危険を感じながら日々暮らし（内閣府「男女間における暴力に関する調査」2009）、三日に一人の女性が夫の暴力によって殺されている」のはまぎれもない、この日本の現実です。DV被害の現状を見る限り、女性の多くは未だに“従夫「慰安婦」”となるよう支配を受けており、夫を「主人」と呼び、「聖母」「子産み機械」としての「家内奴隷」です。その反面、「娼婦」は男性のストレス解消に奉仕する「衛生的なる公衆便所」であり、男性間の権力争いに勝つと得られる戦利「品」なのです。こうして、女を「支配と所有の対象」と見なしてきた歴史の中に、「慰安婦」は誕生したのです。今こそ、この“女性観”を断ち切ることで、二度と「慰安婦」を産まない日本をつくる必要があります。

### 3. “性暴力”を定義しなおす

そのためには、性暴力の何たるかを定義しなおすことから始める必要があります。再定義すること——それは、私たち自身の感性を取り戻すことでもあります。以下は、「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」による、性暴力を再定義する試みからの抜粋です。

日本では、性暴力のうち、きわめて狭い範囲のもののみが、性犯罪として、現行刑法及び同法下の判例において処罰の対象となります。その結果、多くの性暴力が処罰されないまま野放しとされてきました。これまでの「性犯罪」という捉え方は、その範囲が“狭い”だけでなく、実際には人権を深く侵害する多数で多様な形態の性暴力を、日本の現行法と裁判・判例が不当にも見逃してきたため、加害行為を放置し、助長してきました。また、現行法下では、性犯罪のほかに、人身売買罪（刑法）、ストーカー罪（ストーカー規制法）、児童買春罪（児童買春・

児童ポルノ禁止法)などが、独立した性暴力犯罪として規定されているに過ぎません。

そして、現行刑法下での性犯罪の捉え方は、**人権より貞操を重視した“百年以上前の女性観による時代錯誤の概念”**を残しており、性暴力に遭った人を非難する**強かん神話**に支配されているため、その認識の歪みが当事者をさらに苦しめています。そのため、当事者**自身が被害を被害と認識できず、「落ち度があったのは自分の方だ」と自分を責める一因**にもなっています。性暴力に遭った人は、社会の無理解や非難に孤立感情を深め、自分の感性を信じられない、他者を信じて共感することが難しい等、いっそう深く傷つきます。

しかも、強姦罪は、「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した」強盗と並んで、「夫が占有すべき妻の性を、他の男が強姦した罪」という趣旨で百年以上前に規定されました(福島瑞穂『裁判の女性学』ゆうひかく選書、1997年/谷田川知恵「現行強姦法の構造と改正への課題」2008年7月19日、性暴力禁止法をつくろうネットワーク学習会中間報告書(大妻女子大学))。女性を所有物と見なした「**男どうしの所有権争い**」であり、被害を受けた女性の人権を尊重する視点には立ってはいなかったのです。

第二次世界大戦後は刑法学の通説として、性犯罪の**保護法益は性的自由や性的自己決定権**へと変わりました。しかし、以下の二点から未だに貞操観念を引きずっていることは明らかです。

- (1) 夫からの強姦がほとんど認められないこと。
- (2) 性暴力に遭った人に**必死の抵抗が求められていること**。

刑法自体には、単に「暴行・脅迫」としか規定されておらず、**夫からの強姦を除外することや、必死の抵抗が必要であることは規定されていません**。しかし、裁判では性暴力に遭った人が抵抗できないほどの強度の暴行・脅迫が必要だとされています。つまり、強姦罪が成立するために必要な「暴行・脅迫」の程度は、性暴力に遭った者が必死に抵抗したかどうかによって判断されるのです。

性暴力とは、個人の“**身心の統合性**”“**性的自律性**”への侵害に他ならず、**道徳、世間体、名誉、家族や社会に対する犯罪だと見る視点に位置づけられるべきではありません**。たとえ、加害者が夫であっても、被害者が必死に抵抗しえなかったとしても、あくまで**性暴力に遭った人の人権を侵害したこと自体が問われるべき**です。ところが、現行法下の判例は、未だに「夫は主人だから妻に何をしてもいい」「貞操を守れなかった女性の側に非がある」という発想を示していること、および、強姦罪の被害者を女性に限定していることで、男性やセクシュアル・マイノリティ、子どもで性暴力に遭った者を切り捨て、**二次被害**を与えています。

また、ほとんど指摘されずにきましたが、かつて未婚女性ばかりを選んで従軍「慰安婦」にした理由も、性病感染を防ぐ目的だけではないでしょう。暴行・脅迫以外の何ものでもない戦時性暴力があろうと、夫の所有権を侵害したことを問う強姦罪には当たらないと解釈されたのではないのでしょうか。

「慰安婦」裁判では、「時効」「日本国籍喪失」以外にも、「**立法の不作为**」を理由に訴えが棄却されてきました。実際には甚大な被害があったにもかかわらず、それらを有罪か無罪か判断する法律自体がなかったから、裁くこと自体が不可能であることを意味します。つまり、当時の強姦罪は、日本軍性奴隷制を防止し、断罪する機能など初めからなかったのです。それは、植民地支配も所詮「**男どうしの争い**」であり、女性個人の人権を顧みる発想がなかったからでし

う。

しかし、未だに日本国による公式陳謝もないばかりか、性奴隷にされた女性に対し、二次被害を与える者が存在する事実は、今も第二次世界大戦以前の強姦罪の発想が強く残り、いかに深刻な被害を与えてきたかを直視し反省するに至っていない現実を示しています。

暴行と脅迫を以って性を強要することが強姦罪に当たることは間違いのないにも関わらず、妻は夫に対し、「売春婦」は「客」に対し、「慰安婦」は皇軍兵士に対し、“性を提供することが責務だ”とされたため強姦罪の適用がされにくくなっています。これは、保護法益としての性的自己決定権や女性の人権が、日本ではまだ弱いからです。

法制度や裁判のみならず、日本社会全体の意識が性暴力という深刻な人権問題を放置してはばかり、温存してきました。そのため日本の現状は、DV、子どもへの虐待、痴漢、強制わいせつ、強姦、ストーキング、セクシュアル・ハラスメント、人身売買、児童ポルノ、非接触型性暴力（盗撮など）などが横行する、**性暴力大国**となっています。

一般市民はもとより人権運動団体まで「性暴力について知る機会が少なかった」ため、社会問題としての性暴力を根絶できないまま、基本的人権は保障されず、安心・信頼といった社会秩序が脅かされています。性暴力に関し、時代錯誤で**人権侵害を温存助長する判例**がこれ以上出ないように、また法的手続きなど**実務上においても差別的な要素が存在しないよう**、刑法を中心とする**現行法を適切なものに改正する必要があります**。

また、性暴力の防止のためには、**加害者対策**とともに、性暴力に遭った人の保護・支援・援助として**包括的かつ統合された支援サービス**を制度化する必要があります。さらには、人権を尊重し、差別と性暴力をなくすための、**包括的かつ統合された教育制度**を確立する必要があります。

#### 4. 「慰安婦」問題解決に向けての法整備

そもそも日本には「性暴力はあってはならないもの」という法律上の前提がないため、現在でも、数多くの多様な性暴力が犯罪として処罰されずに放置・温存され、被害経験者が支援されずに二次被害に遭う“性暴力大国”となっているのです。そのため、まず、「性暴力は犯罪であり、あってはならないこと」という常識を、“制度化する＝法律をつくること”から始めないといけません。そして、性暴力被害を理解せず、加害者処罰を規定できていないことで、性暴力を温存・助長している現行刑法を改正しなければなりません。さらに、「犯罪被害者等施策」など現行制度を、性暴力防止と被害者支援にもっと有効になるよう作り変える工夫も必要です。

それらと並行して、戦時性奴隷を二度とつくりたくないために、「日本国の責任による、真相究明、公式陳謝、賠償（回復支援）」を、過去の反省と未来への宣言として“制度化する＝法律をつくること”が必要ではないでしょうか。

#### 5. 日常生活を「戦場」に変えてしまう性暴力

「核兵器のない戦争はあっても、性暴力のない戦争はない」と言われます。それは、性暴力ほど、

屈辱を与えて、支配する権力を強化し、差別を根底から構造化する方法はないからです。性暴力ほど、羞恥心と自己を否定する意識を相手に植え付け、深く傷つける手段はないのです。植民地支配・帝国主義の支配を、最も強化する手段が性暴力であるがゆえに、戦争にレイプはつきものであり、戦時性奴隷もつくられたのです。

“性暴力”は、身体的のみならず、精神的、社会的に、生命を左右するほど深く他者を傷つける暴力です。日常性、自明性を奪い、社会生活、人間関係に不可欠である“信頼”を損なわせることで、自我の境界線、アイデンティティ、記憶、意味的世界の維持と成立を困難にしています。その結果、被害者は重い外傷と闘いながら、社会で生きていかなければなりません。そのため、自死を選ばざるをえない人が出るほどの深刻な暴力なのです。

性暴力とは、戦争同様、日常生活から安心・信頼・自由を全て奪ってしまいます。民族差別同様、性暴力は、武器がなくとも人の命を奪うことができる暴力です。

性暴力を看過する者に、平和・反差別を語る資格はあるのでしょうか。

と同時に、植民地支配・日米安保体制を問わない者に、性暴力根絶を語る資格はあるのでしょうか。私たちは自問自答していくしかありません。